

医政発0630第11号
平成28年6月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号）について、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成28年7月1日より施行することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

